



## 「生活衛生同業組合活動推進月間（11月1日～11月30日）」について



●京都府内において上記のリーフレットを配布しています。当指導センターにて組合加入についてのご案内や経営相談等を受付けておりますのでお気軽にご相談ください。

生活衛生同業組合は、『生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（生衛法）』に基づき、生活衛生関係営業の業種ごとに設立された同業者の組織です。

組合では衛生水準の維持・向上を図り、利用者に安全・安心なサービスを提供するための活動がなされていますが、生衛法の制定後50余年が経過する中で、組合の設立趣旨に対する意識の希薄化や組織基盤の脆弱化が生じていることから、平成26年度より毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、関係機関等と連携し、組合加入促進のための周知広報や組合活動の活性化のための取組みを重点的に展開することとなりました。

### ◆重点活動項目

- ①衛生基準の遵守に向けた自主点検活動等の衛生活動の推進
- ②生活衛生同業組合に関する周知広報の推進
- ③生活衛生同業組合を中心としたネットワークの拡充
- ④後継者・若手人材の育成及び若手による組合活動の活性化
- ⑤営業者、消費者及び行政等の関係機関による連携・対話の推進

当指導センターは、行政機関等の協力を得て「衛生水準の確保・向上事業推進会議」を開催し、また広報事業に関する情報入手や周知活動、知事等に対する組合活動の支援要請の実施、生衛組合等に関するアンケート調査を行います。活動推進へのご協力をお願いいたします。



### ●衛生水準の確保・向上事業推進会議を開催 (平成27年9月11日)

各生衛組合事務局・京都府・京都市・日本政策金融公庫が出席した今年度第1回目の会議では、事業の活動内容として ①衛生水準の確保・向上事業「行動計画」の作成 ②広報活動・組合未加入店の加入勧奨について ③生衛組合等に関するアンケート調査の実施についての説明を行い、知事等に対する組合活動の支援要請等の連携や協力体制についての確認を行いました。



### 京都府各生活衛生同業組合 連絡先

組合名	電話番号
理容組合	075-841-2558
クリーニング組合	075-313-0380
公衆浴場業組合	075-801-1301
興行協会	075-533-3010
旅館ホテル組合	075-221-6231
食肉組合	075-691-3393
美容業組合	075-811-0211
麺類飲食業組合	075-221-3964
食鳥肉販売業組合	075-326-3651
寿司組合	075-321-5448
喫茶飲食組合	075-256-1647
中華料理組合	075-222-2580
料理組合	075-221-5833
飲食業組合	075-252-3145
社交料飲組合	075-722-2051

## 「標準営業約款普及登録促進月間（11月1日～11月30日）」について



### ◆標準営業約款（通称 S マーク）とは

標準営業約款制度は、生衛法に基づき、消費者利益擁護の観点から、消費者の店舗選択の利便を図ることを目的に創設された制度です。

現在、理容業・美容業・クリーニング業・めん類飲食店営業・一般飲食店営業の5業種が厚生労働大臣の認可を受けて設定されており、全国で約5万店の店舗が登録しています。

標準営業約款制度の普及及び営業者の登録促進を図るため、毎年11月を「標準営業約款普及登録促進月間」と定め、理容業・美容業・クリーニング業・めん類飲食店営業・一般飲食店営業の営業者及び一般消費者に対し、全国的な広報活動を展開しています。

当指導センターでは、本年度も関係機関等と連携し、登録店用PRリーフレットの配付、機関紙等への広報掲載協力依頼等の広報活動を実施いたします。ご協力をよろしくお願いいたします。



理容店



美容店



クリーニング店



めん類飲食店



一般飲食店

S マークは、確かな技術と共に「安全・安心・清潔」をお知らせする目印です。

- S マーク専用ホームページ <https://s-mark.jp/>  
(公益財団法人 全国生活衛生営業指導センターHP内)

平成27年10月から



マイナンバーが国民のみなさまのもとに!

導入準備は進んでいますか?

### マイナンバー導入チェックリスト

★ マイナンバーの導入に際し、事業者のみならず、社会保障や税の手続きのため、従業員の方々からマイナンバーを取得し、適切に管理・保管する必要があります。

従業員数の少ない事業者では、以下のチェックリストを参考にしてください。☑

#### <担当者の明確化と番号の取得>

- マイナンバーを扱う人を、あらかじめ決めておきましょう（給料や社会保険料を扱っている人など）。
- マイナンバーを従業員から取得する際には、利用目的（「源泉徴収票作成」「健康保険・厚生年金保険届出」「雇用保険届出」）を伝えましょう。
- マイナンバーを従業員から取得する際には、番号が間違っていないかの確認と身元の確認が必要です。
  - ①顔写真の付いている「個人番号カード」か、②10月から届くマイナンバーが書いてある「通知カード」と「運転免許証」などで確認を行いましょう。
  - ※ 従業員で身元の確認が十分できている場合は、番号だけ確認してください。
  - ※ アルバイトやパートの方も、マイナンバーの番号確認や身元確認が必要となります。



#### <マイナンバーの管理・保管>

- マイナンバーが記載された書類は、カギがかかる棚や引き出しに大切に保管するようにしましょう。無理にパソコンを購入する必要はありません。
- パソコンがインターネットに接続されている場合は、ウイルス対策ソフトを最新版に更新するなどセキュリティ対策を行いましょう。
- 従業員の退職や契約の終了などでマイナンバーが必要なくなったら、細かく裁断するなどマイナンバーの書いてある書類を廃棄しましょう。パソコンに入っているマイナンバーも削除しましょう。

#### <従業員の皆さんへの確認事項>

- 裏面を掲示版に貼るなどして、従業員の皆さんに通知が届く時期や何に使うかなど、基本的なことを知ってもらいましょう。

●政府広報リーフレットより抜粋

## 『マイナンバー制度』がはじまります。

マイナンバー制度は、事業者も開始に向けた計画的な準備が必要です。左記の「マイナンバー導入チェックリスト」を参考に準備を進めてください。

◎事業者は、行政手続などのため、従業員など(※)のマイナンバーを取り扱います。

※従業員にはパートやアルバイトも含まれます。

事業者は、社会保険の手続や源泉徴収票の作成などにおいて、従業員などからマイナンバーの提出を受け、書類などに記載します。

個人情報を守るため、マイナンバーは、法律で定められた範囲以外での利用が禁止されており、その管理に当たっては、安全管理が義務付けられます。

詳しくは

●問い合わせ先

コールセンター 0570-20-0178

【全国共通ナビダイヤル】

平日 9:30～22:00

土日祝 9:30～17:30 (年末年始を除く。)

## 指導センター事業開催報告

### ●経営特別相談員研修会・生活衛生改善融資推薦団体連絡協議会（平成27年9月3日）

#### <経営特別相談員研修会>

#### ①『事業成功の秘訣』 京都大学 特任教授 山岡 景一郎 氏

何事も先に相手に喜びを与えるための心がけや姿勢、仕事に結びつけていく好奇心の持ち方などウィットに富む経験談を交えながら、生衛業の財産である「人」の魅力の作り方・好かれ方の秘訣についてお話をいただきました。

#### ②『経営特別相談員制度とその業務』

経営特別相談員制度の成り立ちや活動内容、指導センターとの融資事務の連携について説明を行い、特相員の活動への理解を深めました。



#### <生活衛生改善融資推薦団体連絡協議会>

日本政策金融公庫より ①京都府内取引先の景況等 ②生活衛生融資の現状 ③衛経貸付限度額拡充に関する留意事項 ④小企業のインバウンド対応についての説明が行われました。また、美容組合 奥田英一 理事長と食肉組合 森村義明 理事長より、業界の状況について報告等が行われ、引き続き多角的な支援が必要であることの理解と連携についての認識を深めました。



### ●後継者育成支援事業出前授業（平成27年9月15日）

#### 市立洛風中学校（中学1・2年生 23名）

美容組合のご協力により、授業では、業界を代表する職人を講師に、卓越した技や仕事に対する心構えが伝えられ、生衛業の一層の理解を深めてもらう良い機会となりました。



### ●指導センター臨時理事会・協議会第2回理事会（平成27年9月28日）

センター臨時理事会では ①当指導センター設立35周年記念事業に関する件 ②第35回京都SeeLフェア開催要領に関する件について、協議会理事会では ①京都府知事表彰者及び京都府生活衛生同業組合協議会会長表彰者の選考に関する件についての内容を諮ったところ、原案どおり承認されました。

## 【予告】指導センター設立35周年記念事業 平成28年2月開催予定

※詳細が決定しましたらご案内をいたします。

### 指導センター事業のお知らせ

#### ●生活衛生営業経営研修会・生活衛生功労者表彰式

日時 平成27年11月19日（木）14：00～  
場所 京都ガーデンパレス

#### <研修会>

演題 『最近の三大話 -身近な話題から世界まで-』  
講師 平安女学院大学 国際観光学部 准教授 山本 芳華 氏

#### ◇第3回生衛業経営状況調査（平成27年7～9月期）

提出日 平成27年10月30日（金）

#### ◇生活衛生同業組合等に関するアンケート調査

提出日 平成27年11月30日（月）

※生衛業を支援する施策への検討等に活用される大切な調査です。ご協力をよろしくお願いいたします。

## Kyoto SeeL通信

Vol.183 Autumn

編集・発行人

山岡景一郎

公益財団法人  
京都府生活衛生営業指導センター

京都市左京区田中西樋ノ口町90

TEL 075-722-2051

http://www.Kyoto-seel.com/

京都SeeL

mobile access

